

「世界メンタルヘルスデー」 ロゴ、アイコン及びキャッチフレーズ使用規程

(本使用規程の趣旨)

第1条 この規程は、厚生労働省が実施する「世界メンタルヘルスデー」イベント等に関連するロゴ、アイコン及びキャッチフレーズ（以下、「ロゴ等」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(ロゴ等)

第2条 ロゴは「世界メンタルヘルスデー」及び「世界メンタルヘルスデー」に実施年を組み合わせたものとする。

第3条 アイコンは別紙に掲げるものとする。

第4条 キャッチフレーズは「つながる、どこでも、だれにでも」とする。

(ロゴ等の趣旨)

第5条 ロゴ等は「世界メンタルヘルスデー」の普及のために活用することを目的とする。

(使用制限)

第6条 ロゴ等は、いかなる個人及び団体も、趣旨にもとづいた場合に自由に使用することができる。ただし、次に掲げる場合は、ロゴ等を使用することはできない。

(1) 以下デザインの変更を行った場合

- ・色
- ・形
- ・大きさの比率
- ・他の要素との組み合わせによる使用

(2) 営利を主な目的とした場合

(3) 使用者が提供する物品、サービス及び事業等の品質・安全性及び信頼性を保証し、または保証を誤認させるような方法で使用する場合

(4) その他厚生労働省が不当な使用であることを認めた場合

(使用の中止等)

第7条 ロゴ等の使用に関し、第6条の使用制限に該当すると認められるときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課は、その使用を差し止めることができる。

(使用料)

第8条 ロゴ等の使用料については、無料とする。

(ロゴ等に係る権利)

第9条 ロゴ等に関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

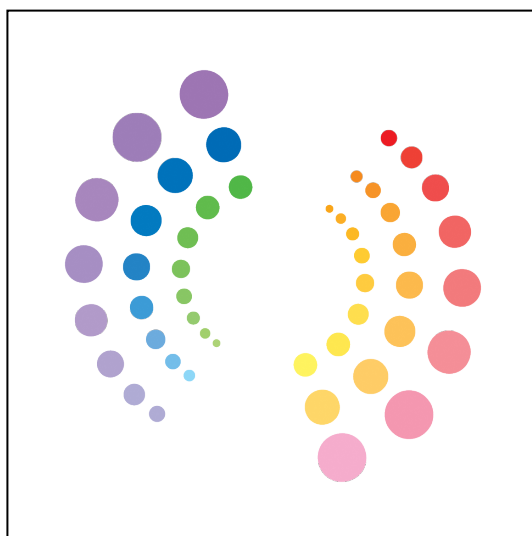
(規程の改定)

第10条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第 11 条 この規程は令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

(別紙) 厚生労働省が実施する世界メンタルヘルスデーに関するアイコン



※ 黒枠線は含まない。